

## 省燃油操業実証事業の概要

(協議会の設置及び省エネ型操業転換計画の策定)

- (1) 協議会運営者(漁連等)は、関係団体、行政等からなる協議会を設置<sup>※</sup>し、同協議会での検討を踏まえ、原則5隻以上の漁船が参加して基準年(原則平成19年)の燃油使用量から10%以上を削減する省エネ型操業転換計画を策定する。

※ 漁業経営改善等に関する既存の県レベルの検討会を有効に活用。

(省エネ型操業転換計画の認定)

- (2) 協議会運営者は、省エネ型操業転換計画認定申請書(別添1)を補助事業者(全漁連又は業種別団体)に提出し、認定を受ける。
- (3) 計画に参加する漁業者又は漁業者グループは、計画の取組みの継続を担保する協定(別添2)を漁協又は漁連と締結する。

(省燃油操業実証事業実施計画の認定)

- (4) 事業実施者(漁協等)は、省燃油操業実証事業実施計画認定申請書(別添1)を補助事業者に提出する。事業主体(大水)は、補助事業者から妥当である旨の意見を付して進達があった場合、当該計画を認定する。
- (5) 事業実施者及び事業に参加する漁業者は、燃油供給及び助成金返還のための資金の支払い等について定めた事業契約(別添3)を交わす。

(実証事業の実施)

- (6) 事業実施者は、事業に参加する漁業者が使用する燃油の管理及び供給を行うとともに、必要な支払いを行う。
- (7) 漁業者は、助成金返還のための資金として、漁獲物の販売代金の一部を事業実施者に支払う。
- (8) 事業実施者は、漁業者から支払いを受けた資金を特別勘定で管理する。また、大水に対し、少なくとも3ヶ月毎(特段の事情について、事業実施者の申請に基づき、大水が水産庁長官と協議の上、実施計画を認定した場合を除く)に、当該特別勘定から所要額<sup>※</sup>を納付する。

※ 所要額 =  $A - (A - B) \times 0.9$

A = (当該3ヶ月間の燃油費)

B = (当該3ヶ月間の燃油量) × (平成19年12月末の燃油価格)

(9) 事業が終了したときは、事業実施者は、水揚金額及び燃油使用実績等を補助事業者を経由して大水に報告する。

(精算)

(10) 大水及び事業実施者は、(9)の報告に基づき精算を行う。返還すべき助成金の額は、以下の算式により得られた金額の合計から、(8)により既に大水に納付した金額を控除して得られる額とする。

$$\text{※ 返還額} = A' - (A' - B' - C) \times 0.9$$

$$A' = (\text{事業に要したの燃油費})$$

$$B' = (\text{基準年の燃油使用量}) \times 0.9 \times (\text{平成19年12月末の燃油価格})$$

※ 補助事業者は、(8)及び(10)の大水及び事業実施者間の手続きについて、事業実施者と代理受領・代理支払契約を締結する等により関与することとする。

#### <事業期間途中における事業からの退出>

事業実施者は、事業に参加する漁業者について、実証事業の目的を達成したと認められる時は、事業期間途中であっても、当該漁業者を事業から退出させることができる。

この場合、事業実施者は、当該漁業者に関して、既に支払いを受けた助成金を大水に直ちに返還しなければならない。また、基準年及び事業退出以前の当該漁業者に関する月別水揚金額及び月別燃油使用実績を大水に報告するものとする。